

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	確定拠出年金に係る拠出制限の緩和	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>確定拠出年金について、企業型確定拠出年金における個人拠出を容認すること。</p>	
	減収見込額 （平年度）	▲40,525 百万円 （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 確定拠出年金を通じた「貯蓄から投資へ」の流れを推進するとともに、個人の資産形成を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 企業型確定拠出年金における企業の掛金拠出は、若い世代を中心として、拠出限度額より低い水準となっていることから、確定拠出年金を通じた投資を拡大するためにも、企業型拠出年金における個人拠出を容認すること等の改正が必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 確定拠出年金を通じた投資が拡大されることにより、「貯蓄から投資へ」の流れが推進されるとともに、個人の資産形成が促進される。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大
	政策の達成目標	確定拠出年金を通じた「貯蓄から投資へ」の流れを推進するとともに、個人の資産形成を促進すること
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	確定拠出年金については、掛金の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	新設要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず

これまでの
要望経緯

平成 20 年度税制改正から要望している。